

議案第153号

福岡市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

平成29年3月31日地方税法等の一部が改正され、一部は同年4月1日から施行されることに伴い、被災代替家屋及び被災代替償却資産に係る固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告の手続を定めるとともに、被災市街地復興推進地域における被災住宅用地に対する固定資産税の特例に係る申告の規定について所要の改正を行う等の必要があったので、地方自治法第179条第1項の規定により、福岡市市税条例の一部を改正する条例を平成29年3月31日次のように専決処分した。

福岡市市税条例の一部を改正する条例

福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第33条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「については」の次に「。前項の規定にかかわらず」を加え、同条第5項中「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改める。

第34条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）に、「（当該修正申告書）を「（当該増額更正」に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があつた」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「。前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第40条の5第1項中「避難の指示等」の次に「（以下この項において「避難の指示等」という。）」を加え、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、同項に規定する被災市街地復興推進地域が定められた場合（避難の指示等が行われた場合

において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする」を加える。

第40条の5の次に次の1条を加える。

(震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第40条の6 法第349条の3の4の規定の適用を受けようとする者は、施行令第52条の13の2第1項第1号に規定する被災償却資産又は同条第3項第1号に規定する代替償却資産が共有物である場合にあつては、施行規則第12条の3の2各号に掲げる書類及び当該償却資産に係る各共有者の持分の割合を記載した書類を添付した施行規則第26号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

第44条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、「補正」の次に「の方法」を加え、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、「の各号」を削り、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第44条の3の次に次の1条を加える。

(震災等により滅失等した家屋に代わる家屋等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)

第44条の4 法第352条の3の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則第15条の4の2第2項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が施行令第52条の13の3第1項第2号から第4号までに掲げる者である場合にあつては、同項第1号に掲げる者との関係
- (2) 法第352条の3の規定の適用を受けようとする家屋(次号及び第5号において「特例適用家屋」という。)の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積(法附則第15条の8第3項又は第5項の規定の適用を受けようとする者にあつては、第50条第3項第2号又は第5項第2号に掲げる事項)
- (3) 特例適用家屋を取得した年月日(法附則第15条の6第1項若しくは第2項、第15条の7第1項若しくは第2項、第15条の8第3項から第5項まで、第15条の9第1項、第4項、第5項、第9項若しくは第10項、第15条の9の2第1項、第4項若し

くは第 5 項又は第 15 条の 10 第 1 項の規定の適用を受けようとする者にあつては、第 50 条第 1 項第 3 号、第 2 項第 3 号、第 3 項第 3 号、第 4 項第 3 号、第 5 項第 3 号、第 6 項第 3 号、第 7 項第 3 号、第 8 項第 3 号、第 9 項第 3 号、第 10 項第 3 号又は第 11 項第 3 号に掲げる事項)

- (4) 施行令第 52 条の 13 の 3 第 1 項第 1 号に規定する被災家屋(次号において「被災家屋」という。)の床面積
- (5) 特例適用家屋又は被災家屋が共有物である場合にあつては、当該家屋に係る各共有者の持分の割合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第 50 条第 1 項中「の各号」を削り、同条第 2 項中「附則第 7 条第 2 項」を「附則第 7 条第 3 項」に改め、同条第 3 項中「の各号」を削り、同条第 4 項中「の各号」を削り、「附則第 12 条第 21 項第 2 号」を「附則第 12 条第 21 項第 1 号ロ」に改め、同条第 5 項第 2 号中「附則第 12 条第 22 項」を「附則第 12 条第 24 項」に改め、同条第 6 項中「の各号」を削り、「附則第 12 条第 24 項」を「附則第 12 条第 26 項」に改め、同条第 7 項中「の各号」を削り、「附則第 7 条第 8 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改め、同項第 4 号中「附則第 12 条第 28 項」を「附則第 12 条第 30 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 29 項」を「附則第 12 条第 31 項」に改め、同条第 8 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 10 項各号」に改め、同項第 5 号中「附則第 12 条第 36 項」を「附則第 12 条第 38 項」に改め、同条第 9 項中「附則第 7 条第 11 項」を「附則第 7 条第 14 項」に、「附則第 12 条第 24 項」を「附則第 12 条第 26 項」に改め、同項第 5 号中「附則第 7 条第 11 項」を「附則第 7 条第 14 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 8 項の次に次の 2 項を加える。

9 法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項の特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第 7 条第 11 項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以

内に提出することができなかつた理由

10 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項の特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項の特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該特定熱損失防止改修住宅又は特定熱損失防止改修住宅専有部分に係る熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第 7 条第 12 項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第 12 条第 38 項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

附則第 27 条第 6 項中「附則第 15 条第 29 項」を「附則第 15 条第 28 項」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 30 項」を「附則第 15 条第 29 項」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 31 項」を「附則第 15 条第 30 項」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号」を「附則第 15 条第 32 項第 1 号」に改め、同条第 10 項を削り、同条第 11 項中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 12 項を削り、同条第 13 項中「において読み替えて準用する法附則第 15 条の 6 第 2 項」を削り、同項を同条第 11 項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(法人等の市民税に関する適用区分)
- 2 この条例による改正後の福岡市市税条例（以下「新条例」という。）第 33 条第 2 項及び第 4 項並びに第 34 条第 2 項及び第 4 項の規定は、平成 29 年 1 月 1 日以後に新条例第 33 条第 2 項又は第 34 条第 2 項に規定する納期限が到来する法人等の市民税に係る延滞金について適用する。
(固定資産税に関する適用区分)
- 3 新条例第 40 条の 5 第 1 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に発生した地方税法及び

航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号。以下この項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項及び附則第 5 項において「新法」という。）第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する震災等（次項及び附則第 5 項において「震災等」という。）により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（附則第 6 項及び第 7 項において「旧法」という。）第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 新条例第 40 条の 6 の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に発生した震災等に係る新法第 349 条の 3 の 4 に規定する償却資産に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例第 44 条の 4 の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に発生した震災等に係る新法第 352 条の 3 に規定する家屋に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に締結された旧法附則第 15 条第 36 項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 40 項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

上記について地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 29 年 4 月 11 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎